

駐車監視員活動ガイドライン(福山東警察署)

令和 8 年 4 月 1 日

駐車監視員とは、警察署長の委託を受けた法人の下で、地域を巡回して、放置車両の確認や確認標章の取り付けなどの仕事を行う者のことであり、法律上の資格が必要とされています(反則告知をしたり、金銭を徴収したりすることはありません)。本ガイドラインは、このような駐車監視員の活動方針を定めるものです。

活動方針

駐車監視員は、下記の路線・地域・時間帯を重点に巡回して放置車両の確認等を実施する。ただし、地域行事・祭礼及び催事などの期間中のほか、その他必要に応じて警察署長の指示により、その他の場所・時間帯においても活動することとする。

重点路線

◎ 最重点路線

路線(区間)	重点時間帯
JR福山駅南口周辺(福山駅前交差点～西4番ガード南交差点及びその周辺)	午前7時～午後10時
JR福山駅北口周辺(西1番ガード北交差点～城見町南交差点及びその周辺)	
市道福山駅箕島線(福山駅前交差点～野上町2丁目(東)交差点)及びその周辺	
宮通り(宮通り口交差点～元町14番)及びその周辺	

◎ 重点路線

路線(区間)	重点時間帯
国道2号(西桜町1丁目交差点～府中別れ交差点の間)及びその周辺	午前7時～午後10時
市道北吉津線(東6番ガード(南)交差点～花園町1丁目交差点)及びその周辺	
市道福山駅大門線(福山駅前交差点～入船町2丁目交差点)及びその周辺	

重点地域

◎ 最重点地域

地域	重点時間帯
《JR福山駅南側周辺》 西町1丁目、三之丸町、東桜町、伏見町、元町、延広町、宝町、今町、笠岡町及びその周辺	午前7時～午後10時
《JR福山駅北側及び福山城周辺》 西町2・3丁目、丸之内1・2丁目、城見町1・2丁目、大黒町、胡町、本町及びその周辺	

◎ 重点地域

地域	重点時間帯
紅葉町・霞町1～4丁目及びその周辺	午前7時～午後10時
光南町1・2丁目、御門町1・2丁目、南町、花園町1丁目及びその周辺	
川口町1～5丁目、西新涯町1丁目、曙町1・3・5丁目、新涯町1・3・5丁目及びその周辺	
船町、御船町1・2丁目・入船町1丁目及びその周辺	午前7時～午後10時
昭和町、明治町、住吉町、浜松町1丁目、入船町2丁目及びその周辺	
引野町1～5丁目、引野町北1～4丁目及びその周辺	